各 位

公益社団法人北海道観光振興機構 会 長 小金澤 健司 (公印省略)

令和4年度 交通連携プロモーション事業の委託に係る企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別の ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、企画提案を募集することとしました。 つきましては、次のとおり企画提案説明を実施しますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 事業名令和4年度 交通連携プロモーション事業
- 2 事業目的 感染症対策と社会経済活動の両立が全国的に求められている中、北海道においても観光産業の活性化を図る必要がある。当事業では、全国旅行支援等の需要 喚起施策の利用を促進するため、道内乗り入れ交通事業者、玄関口となる道内 空港等と連携し道内観光情報告知・PR と観光流動の企画・キャンペーン等を実施し北海道への誘客、地域偏在解消へと繋げる。
- 3 実施期間 契約締結日から令和4年12月28日まで
- 4 企画提案説明会

本事業に関する事業説明会はございません。事業内容に関する質問を令和4年10月19日15時まで個別に受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、10月20日(木)以降、速やかに通知します。

5 お問い合わせ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

国内誘客部 担当:林・佐々木 TEL : 011-231-5881

E-mail: m_hayashi@visithkd.or.jp (林)

s_makoto@visithkd.or.jp (佐々木)

令和4年度 交通連携プロモーション事業 企画提案指示書

1 委託事業名

令和4年度 交通連携プロモーション事業

2 事業目的

感染症対策と社会経済活動の両立が全国的に求められている中、北海道においても観光産業の活性 化を図る必要がある。当事業では、全国旅行支援等の需要喚起施策の利用を促進するため、道内乗 り入れ交通事業者、玄関口となる道内空港等と連携し道内観光情報告知・PRと観光流動の企画・キャンペーン等を実施し北海道への誘客、地域偏在解消へと繋げる。

3 実施期間

契約締結日から令和4年12月28日まで

4 委託業務及び見積依頼内容

(1) 道外からの誘客拡大と道内流動拡大にあたり、道内乗り入れ交通事業者、玄関口となる道内空港等と連携し道内観光情報発信、PRを実施すること。また、交通事業者、空港等とも連携をとり円滑な運営をおこなうこと。

① 連携する交通事業者

道内と道外を結ぶ交通網を持つ交通事業者である日本航空、全日本空輸、東日本旅客鉄道、AIRDOなど

- ② 連携する交通事業者の媒体を利用した観光情報の告知・PR等
 - ・交通事業者が所有する SNS など広告として非販売の自社媒体を活用した北海道観光情報の告知・PR を必須とする。その上で、機内誌、機内・車内ビデオ、駅のデジタルサイネージ、他の媒体や TV、雑誌等での告知・PR は可とする。
 - ・プロモーション展開時期は、全国旅行支援(HOKKAIDO LOVE!割)の実施期間中とする。
 - ・発信する北海道の観光情報は、全国旅行支援(HOKKAIDO LOVE!割)の利用を促進した旅行需要喚起や当事業で実施するキャンペーン等の告知・PRとするが、閑散期対策や地域 偏在解消などを考慮し、北海道の魅力発信など人の流動につながるものも可とする。なお、自社の路線や運賃のみ等、自社販促の告知・PRは対象外とする。

また、契約締結後、速やかに当機構及び各事業者と調整を図り媒体掲載など情報発信を

展開すること。

- ・全国旅行支援(HOKKAIDO LOVE!割)の展開状況を踏まえ、当機構及び北海道と協議の上、 広告物の差し替え、内容変更を柔軟に実施し、各施策が北海道誘客へ繋がるよう展開する こと。また全国旅行支援が一時停止、または終了している場合、当機構とプロモーション 計画を協議すること。
- ・各広告物には、機構が提供するロゴなどを盛り込むこと。
- ・媒体等の調整にあたり、当機構、当事業の受託会社と調整、協議等が円滑に行えない交通 事業者は対象外とする。
- ③ 媒体(連携する交通事業者)への支払額の合計は、34,000千円を上限とし、支払額は当機構と協議すること。広告効果については、交通事業者と連携した広告効果を金額換算したデータを企画書に明記すること。
- (2) 道外誘客と道内流動拡大を目的としたキャンペーン等の実施について

各交通事業者と連携し道外からの誘客拡大と道内での流動拡大として、SNS 等を活用したキャンペーン等を実施すること。

- ① 道内地方空港、新幹線は新函館北斗駅からの2次交通利用や周辺観光情報発信もおこない流動拡大につなげること。
- ② 当事業以外での連携も検討し、交通事業者以外の媒体でも広く告知することが望ましい。
- (3) 当事業で作成した全ての WEB ページ等のデータの保管場所について 当機構が指定するレンタルサーバーに保管すること。
- (4) 事業実施報告書の提出について

以下の内容で実施すること。

事業終了後、本事業の実施結果と成果(広告換算金額、HP 閲覧数、機内・車内誌発行部数等)に関するものをとりまとめの上、報告書3部と電子データー式を提出すること。

- 5 企画提案しようとする者に必要な資格
- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 民間企業、又は特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。
 - ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第 167 条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月 11 日付け局総第461号)

第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

- ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

6 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品 (データ) をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

- 7 予算上限額 45,300千円(消費税及び特別地方消費税相当額を含む)
- 8 選定について
- (1) 事業者の選定方法

プロポーザル方式(価格考慮型)による審査委員会にて事業者を決定する。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

(2) 選定基準

① 業務遂行能力

北海道観光のプロモーションに精通しており、業務を遂行するにあたっては、関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、業務内容に対応した実施体制が確保されるなど、事業の遂行の能力があるか。

② 企画提案の目的適合性

交通事業者等とのタイアップなどによる広告媒体を最大限活用する提案になっているか。 キャンペーン等の企画・運営は、道外誘客と道内流動拡大を目的とした提案になっているか。

③ 実現性

事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案になっているか。

④ 経済合理性

提案内容と費用は適正であるか。また、費用対効果の高い内容となっているか。

- 9 選定後について
- (1) 審查結果通知

選定後、企画提案のあった事業者に、審査委員会において決定した採択の可否を通知する。

(2) 執行確認

事業費(委託料)は、事業終了後の実績報告書の提出をもって支払うものとする。

10 留意事項

- (1)本事業については、予算の関係やコロナウイルス影響等で全部又は一部を実施しないことがある。 その場合は、契約内容や契約金額を変更することがあり得る。
- (2) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- (3) この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

11 その他

- (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
- (3) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託 する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要がある ので留意すること。
 - ①「業務の主たる部分」の業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断 等は、第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
 - ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、当機構の承諾を要する。
 - ③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、 翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を 要さない。
- (4) 新型コロナウイルス感染対策の遵守

事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

- ① 誘客にあたり道内、道外の感染状況に応じ実施の判断を行なうこと。
- ② 事業実施にあたり、各業界団体のガイドラインも遵守すること。
- ③ イベントに関しては、感染対策を取り入れたレイアウトを施工した上で企画・運営・管理を 行うこと。
- 4 「新北海道スタイル」を実践すること。

12 企画提案説明会

本事業に関する事業説明会はございません。事業内容に関する質問を令和4年10月19日15時まで個別に受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、10月20日(木)以降、速やかに通知します。

13 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、次の事項をメールで送信すること。

- (1) 記載事項:会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先(電話番号・メールアドレス) ※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報
- (2) 提出期限: 令和4年10月24日(月)17時まで(メールで表明)

14 企画提案書の提出

- (1) 提出期限: 令和4年10月28日(金)15時必着
- (2) 提出場所:公益社団法人北海道観光振興機構

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1F

担当:誘客推進本部 国内誘客部 林•佐々木

- (3) 提出部数:企画提案書 [A4判] 7部、見積書 7部 ※企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り6部は無記名でお願いします。
- (4) 提出方法:持参または郵送とする。

※郵送の場合も期限内に到着すること(なるべく期限前日に到着するように発送をお願いします)。

15 スケジュール

- (1) 当事業への参加表明 10月24日(月)17時まで(メールで表明)
- (2) 企画提案書提出 10月28日(金)15時必着
- (3) 審査会 10月31日(月)午前(予定)
- (4) 結果通知 11月1日(火)予定

16 事業の問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

国内誘客部 担当:林・佐々木 TEL:011-231-5881

E-mail: m_hayashi@visithkd.or.jp (林)

s_makoto@visithkd.or.jp (佐々木)

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 交通連携プロモーション事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目 的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度交通連携プロモーション事業 |受託コンソーシ アム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

	(構成	日か	十元	77.7	1 A 11	٦,
ı	(植力)	= 0)	1 + РЛ	NZ(八石和	N)

** - *	1			> -
第3条	本コン	ノーシア	ひの種成画は、	次のとおりとする。

(1)		
(2)		
(3)		
幹事企業及び代表者)		

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、

とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権 限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する 権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うも のとする。

(分担受託額)

第7条	各構成員	の業務の分担は、	次のとおりとする。	。ただし、分	}担業務の-	一部につき発泡	主者と契約内容の変
更があ	うったときは、	それに応じて分担	旦の変更があるもの	とする。			

<u> </u>
_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内 容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務 に係わる指揮監督権を一任する。

(業務扣)	占青任者	及び業	務従事者)
\ *** /711			1714 - 1 11

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引	金融	榛園
(HX I	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ᅛᅅᅜᅐᅵ

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき 事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同 連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯 してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、 が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

令和 年 月 日

代表者 (所在地) (名 称) (代表者)

(EII)

構成員 (所在地) (名 称)

(代表者)

(FI)

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者) ⑩